

徳島市監査委員告示第17号

平成28年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成29年5月1日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	加村祐志
同	齋藤智彦

まち発第34号  
平成29年4月14日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

平成28年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成29年3月31日報告分）に基づく措置状況

都市整備部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 委託業務の契約書において、収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。 (徳島都市開発株式会社)	今回の指摘を受け、直ちに是正したことを確認しました。 今後は、関係法令の規定に基づき、適正に処理するよう指導しました。
2 所管部局では、消費税率の改定に伴う指定管理料の額の変更について、基本協定書の変更が行われていなかった。	今後、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、適正な事務処理を行います。
3 休館日の変更について、市長の事前承認手続が行われていなかった。 (しらさぎ台自治会)	今後、休館日の変更については、事前承認手続を適正に行うよう指導しました。